

第1章 創造への変革…今、なぜ道州制が必要なのか

- 1 人口減少・超高齢化社会など時代の大きな潮流の中、中央集権社会は、地方財政の破綻、独自性や創造性発揮の抑制、活力の低下といった地方への弊害を招いている。
- 2 地方においては、市町村合併の進展、県境を越えた広域行政課題の増加、行財政改革の断行などにより、住民ニーズに即した多様な行政サービスの提供が必要とされている。
- 3 経済発展が著しいアジア諸国との結びつきを強化するため、国内圏域を越えた海外との連携促進、意思決定の迅速化、産・学・官ネットワークの形成と地域産業の発展が求められている。
- 4 中央集権社会からの脱却と真の分権型社会への転換を図るために、基礎自治体と地域住民が協働して難局を打開していかなければならない。
- 5 真の分権型社会の新たな出発点として、道州制導入をめざす。

第2章 全国に先駆けた道州制の九州モデルの実現をめざす

- 1 九州における道州制の名称は、「九州府」とする。
- 2 「九州府」は、九州・沖縄8県で構成することが望ましい。
- 3 「九州府」推進機構（仮称）を設置し、10年をめどに「九州府」構想の実現をめざす。
- 4 「九州府」の首長並びに議員は公選とし、任期は4年とする。
- 5 九州の経済界、学界、公益法人及び地方六団体と相互に連絡・調整を図りつつ、住民に対する道州制の周知・啓発活動を実施するなど、道州制実現に向けて産・学・官が協働して取り組んでいく。
- 6 「九州府」構想を実現するために、住民、経済界等に対して夢が与えられ、魅力が感じられるような具体的政策を打ち出していく。
- 7 沖縄県については、「単独州」、「特別自治区」等を視野に入れた検討を行いつつ、九州・沖縄8県が一体となった広域自治州形成の可能性も模索していく。

第3章 国、「九州府」及び基礎自治体の役割分担

- 1 国の基本的役割は、国家の存立に関わる事務、全国的に統一して定めるべき国民の諸活動に関する制度設計、全国的な規模や視点で行うべき事業の遂行を担うものとする。
- 2 「九州府」の基本的役割は、地域独自の新たな政策や制度を創造し試みる拠点としての機能を担うとともに、広域的な連絡・調整（特に、小規模な基礎自治体の補完）と高度な専門知識や技術を要する機能を担うものとする。
- 3 基礎自治体（市町村）の基本的役割は、住民に最も身近な総合行政機関として、住民生活の向上に必要な事務を、地域住民とともに自己完結的に担うものとする。
- 4 「九州府」における基礎自治体は、住民生活に直結するすべての事務事業を人口規模にかかわらず自己完結的に実施することを原則とし、その適正規模については、基礎自治体間の水平連携や「九州府」への事務委託を行うなど自治体規模に応じたモデルケースを設

定する。

- 5 現行の県区域を基本に、「九州府」を5～7箇所の区域に分割して「地域振興局（仮称）」を設置し、基礎自治体との協議や基礎自治体間の連絡・調整等を行う。
- 6 県境を越えた市町村合併を推進するため、圏域住民の意向を踏まえつつ、現行制度の問題点を緩和・改善する措置等について、「九州府」への移行過程で研究・検討を行っていく。

第4章 権限移譲の推進

- 1 住民の視点に立った行政サービスの充実と行政効率の向上につながるように、県が担っている事務権限を整理し、できる限り基礎自治体への権限移譲を推進する。
- 2 住民がワンストップで行政サービスを受けられるように、一連の事務を基礎自治体が自己完結的に担えるような体制整備が必要である。
- 3 個別法で規定されている事務権限については、基礎自治体が自己完結的に行政サービスを提供できるように、住民の視点に立った法制度の整備が必要である。
- 4 住民ニーズや地方分権の受け皿となる基礎自治体の体制整備・基盤強化を図るため、さらなる市町村合併を促進していく。

第5章 税財政制度の基本的なあり方

- 1 国においては、自らが担うべき役割を果たし、道州間の財源調整を目的とする財源確保のため、法人税、所得税を国税とし、現在、地方交付税の財源となっている酒税、たばこ税及び消費税を国の収入とする。
- 2 「九州府」においては、自らが担うべき役割を果たし、基礎自治体間の財源調整を目的とする財源確保のため、法人2税の全部又は一部、消費税の一部及び道路特定財源を「九州府」税とする。
- 3 基礎自治体においては、自らが担うべき役割を果たすため、「九州府」税を除いた現行の地方税及び消費税の一部を基礎自治体税とし、また、県住民税の移譲を受ける。
- 4 現行の地方交付税制度の課題を改善するため、地方共有税制度の導入を検討する。
- 5 道州間並びに基礎自治体間の財源調整制度を導入することとし、その財源は偏在性の大きい法人税、所得税などとする。

第6章 アジアにおける九州の躍進と戦略

- 1 今後、わが国とアジアとの交流はますます活発化するものと考えられ、経済・文化等あらゆる面において一層高度・拡大化していくのに伴い、九州全体が持つ実力を活かした一体的かつ総合的な取り組みを進める必要がある。
- 2 九州は、産業集積が進むなど成長著しい東アジア地域との連携・協力を図りながら、経済交流、地域交流及び学術・文化交流等における東アジアの中核をめざす必要がある。
- 3 九州を訪れる国内外の観光客のニーズに十分応えられるよう、行政単位を超えた広域的な「九州観光」を推進する。